○香南香美老人ホーム組合職員の病気休暇及び休職の期間の取扱いに関する規程

平成２２年１０月２２日

訓令第７号

（趣旨）

第１条　この訓令は、香南香美老人ホーム組合職員の病気休暇及び休職の期間の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第２条　この訓令は、香南香美老人ホーム組合の職員定数条例（昭和４３年条例第９号）に定める職員に適用する。

（期間の計算）

第３条　職員が一の負傷若しくは疾病（以下「疾病等」という。）により職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第３号）の規定による病気休暇（２週間以上の場合に限る。）を取得し、又は地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条第２項第１号の規定により休職（以下この条において「病休等」という。）となり、再び勤務するに至った日から６月（当該勤務するに至った日から起算して６月後の応当日（当該月に応当日がない場合にあっては、当該月の翌月の初日）の前日までの期間。以下「病休通算判定期間」という。）以内に同一疾病等（病気の同一性が認められる場合を含む。）により再び病休等となった場合の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成１７年規則第３号）第１４条第２項に規定する９０日及び香南香美老人ホーム組合職員の分限に関する手続き及び効果等に関する条例（昭和４３年条例第１２号）第３条第１項に規定する３年の計算は、当初の病休等と当初以外の病休等の期間をそれぞれ通算するものとする。

（病休通算判定期間の延長）

第４条　病休通算判定期間内に当該期間の初日の前日における病休等の原因となった疾病等と客観的に異なる他の疾病等で当該病休等と引き続かない病気休暇が２週間以上ある場合は、その期間について病休通算判定期間を延長するものとする。

（日数の計算）

第５条　前２条に規定する病気休暇の日数は、週休日及び休日を含むものとする。

（補則）

第６条　この訓令に定めるもののほか、香南香美老人ホーム組合職員の病気休暇及び休職の期間の取扱いに関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成２２年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際、現にこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き病休等となっている場合における第３条の規定の適用については、当該病休等の期間を通算するものとする。